

茨城県報

第7322号

昭和60年2月18日

月曜日

目次

告示

	ページ
●救急病院の指定(医療整備課)	1
●家畜伝染病の発生及び転帰(畜産課)	1
●道路の区域変更(3件)(道路維持課)	2
●道路の供用開始(")	3
●県道の路線認定の一部改正(2件)(")	3
●県道の区域決定の一部改正(2件)(")	4
●道路の供用開始の一部改正(2件)(")	5
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)	6
●土地改良区役員の就退任(土地改良事務所)	6

告示

茨城県告示第234号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づき、次の療医機関を救急病院として認定した。

昭和60年2月18日

茨城県知事 竹内藤男

名 称	所 在 地
財団法人 筑波メディカルセンター病院	新治郡桜村天久保1丁目3番

茨城県告示第235号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があつた。

昭和60年2月18日

茨城県知事 竹内藤男

病 名	畜 種	発 生 番 号	発生推定 年 月 日	決 定 日 年 月 日	発生及び転帰頭数	発 生 場 所
気腫疽	牛(肉牛)	1	60.1.30	60.2.4	へい死 1頭	高萩市若栗字加老298

茨城県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年2月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年2月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩間町大字押辺 字過怠松2553番から	旧	メートル 最大 21.00	メートル 160.00	
		最小 15.00		
		最大 11.60	120.00	
		最小 9.30		
同郡 同町 同大字 同字 2549番まで	新	最大 21.00 最小 15.00	160.00	迂回路撤去による区域変更

茨城県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年2月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年2月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市大字桜町四丁目 3198—2番から	旧	メートル 最大 55.20	メートル 1,714.00	
		最小 13.20		
同市 大字田中三丁目 1153—1番まで	新	最大 58.20 最小 15.00	1,714.00	拡幅による区域変更

茨城県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和60年2月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年2月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大宮御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字若林 字貉久保968番地先から	旧	メートル 最大 15.00	メートル 415.00	
		最小 8.00		
同郡 同町 大字小野 字清水1373番12まで	新	最大 38.00	389.80	新道工事の完了により旧道処分のための区域変更
		最小 14.00		

茨城県告示第239号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和60年2月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年2月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道大宮御前山線
- 2 供用開始の区間
那珂郡大宮町大字若林字貉久保968番地先から
同郡 同町 大字小野字清水1373番12まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年2月18日

茨城県告示第240号

昭和34年10月14日茨城県告示第901号で告示した県道の路線認定の一部を次のように改正する。

船 玉 川 島 線 停車場	真壁郡関城町大字船玉	を	船 玉 川 島 線 停車場	真壁郡関城町大字船玉	に
	下館市大字川島			下館市大字伊佐山	
	川島停車場			川島停車場	

改める。

昭和60年 2 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第241号

昭和34年10月14日茨城県告示第901号で告示した県道の路線認定の一部を次のように改正する。

小 川 川 島 線 停車場	下館市大字小川	を	小 川 川 島 線 停車場	下館市大字小川	に
	下館市大字下川島			下館市大字伊佐山	
	川島停車場			川島停車場	

改める。

昭和60年 2 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第242号

昭和34年10月14日茨城県告示第903号で告示した県道の区域決定の一部を次のように改正する。

船 玉 川 島 線 停車場	真壁郡関城町大字船玉	を	船 玉 川 島 線 停車場	真壁郡関城町大字船	に
	主要地方道結城下妻線分岐から			主要地方道結城下妻	
	下館市下川島 川島停車場まで			下館市大字伊佐山 川島停車場まで	

玉
線分岐から

に改める。

昭和60年 2 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第243号

昭和34年10月14日茨城県告示第903号で告示した県道の区域決定の一部を次のように改正する。

小 川 川 島 線 停車場	下館市小川 県道結城二宮線分岐から	を	小 川 川 島 線 停車場	下館市大字小川 県道結城二宮線分岐から	に
	下館市下川島 川島停車場まで			下館市大字伊佐山 川島停車場まで	

改める。

昭和60年 2 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第244号

昭和34年10月14日茨城県告示第904号で告示した県道の供用開始の一部を次のように改正する。

船 玉 川 島 線 停車場	真壁郡関城町大字船玉 主要地方道結城下妻線分岐から	を	船 玉 川 島 線 停車場	真壁郡関城町大字船玉 主要地方道結城下妻	に
	下館市下川島 川島停車場まで			下館市大字伊佐山 川島停車場まで	

玉
線分岐から

に改める。

昭和60年 2 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第245号

昭和34年10月14日茨城県告示第904号で告示した県道の供用開始の一部を次のように改正する。

小川 川島線 停車場	下館市小川 県道結城二宮線分岐から	を	小川 川島線 停車場	下館市大字小川 県道結城二宮線分岐から	に
	下館市下川島 川島停車場まで			下館市大字伊佐山 川島停車場まで	

改める。

昭和60年 2 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第246号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 2 項の規定に基づき田尻浜土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和60年 2 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職 名	氏 名	住 所
理 事	矢 吹 利 美	日立市田尻町1549番地
同	土 岐 威	” ” 1657 ”
同	土 岐 喜 雄	” ” 1550 ”
同	飛 田 靖 昭	” ” 1569 ”
同	矢 吹 四 郎	” ” 1571 ”
同	鈴 木 四 郎	” ” 1602 ”
同	小 室 芳 雄	” 小木津町3775 ”
同	志 賀 一 郎	” 田尻町1548 ”

茨城県告示第247号

真壁郡関城町に事務所を置く関城東部土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和60年 2 月 18 日

茨城県下館土地改良事務所長 飛 田 清 実

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡関城町大字関館142	理 事	箱 守 源	理 事 長
" " 大字辻1310	"	塚 原 信 次	
" " 大字藤ヶ谷1376-1	"	谷 貝 安 一	
" " " 1252	"	宮 崎 賢	
" " " 1230	"	大 吉 弘 文	
" " " 1120-1	"	田 崎 定 一	
" " " 1178	"	飯 田 喜右一	
" " 大字木戸135	"	小 林 義 広	
" " " 8-63	"	中 山 芳 郎	
" " 大字黒子 4	"	坂 入 良 助	
" " 大字井上1271	"	滝 田 平 馬	
下館市大字野殿1071	"	永 井 成	
真壁郡関城町大字関館57	監 事	箱 守 勇 一	
" " 大字藤ヶ谷1761	"	福 田 藤 一	
" " 大字井上1326	"	大 畑 浩	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡関城町大字関館142	理 事	箱 守 源	理 事 長
" " 大字井上1271	"	滝 田 平 馬	
" " 大字木戸 8-63	"	中 山 芳 郎	
" " 大字辻1658-2	"	鈴 木 八 郎	
" " 大字藤ヶ谷1016-4	"	杉 山 健次郎	
" " " 1308-1	"	大 吉 重 雄	
" " " 1845-15	"	渡 辺 清	
" " " 1174-2	"	飯 田 竹四郎	
" " " 1342	"	大 吉 米 造	
" " 大字木戸134の 3	"	中 山 国	
" " 大字辻1323-2	"	初 沢 正 三	
下館市大字野殿1071	"	永 井 成	
真壁郡関城町大字関館57	監 事	箱 守 勇 一	
" " 大字藤ヶ谷1761-14	"	福 田 藤 一	
" " 大字井上1326	"	大 畑 浩	

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由若しくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所